

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第58号



今年が良い一年になりますように！

**家族が集まるお正月だから！
(帰省自粛されている人は電話でね!)**

話 し あ お う ！

**高齢者詐欺・トラブル予防は、
みんなが主役！**

架空請求・還付金のお知らせ、必ずもうかる投資話
など的高齢者に対する詐欺は、被害が増え続けて
います。手口はますます巧妙化し、一人で防ぐのは
困難です。



【家族】

週に一度は
電話をかけよう

【高齢者】

お金の話が出たら
すぐに誰かに
相談しよう

【友人・地域の方】

日頃から高齢者に
声かけをしよう

相談事例紹介

お店で買った商品をクーリング・オフしたい。



クーリング・オフは、訪問販売や電話勧誘販売などの不意打ち的な勧誘で契約した場合は対象になります。今回のように、自らの意思で店舗に行き、商品を購入した場合や、通信販売での買い物も対象外ですので注意しましょう。

また、店舗での買い物も契約であり、どちらかが一方的にやめることはできません。契約は慎重に行いましょう。ただし、店舗での契約であっても、事業者が街頭で声をかけられて店舗に案内された場合や、電話などで販売目的を告げられないまま店舗に呼び出されて契約した場合などは、クーリング・オフができることがあります。

店舗での買い物は、原則、クーリング・オフ（無条件契約解除）はできません。契約解除は、店舗との話し合いで決めることとなります。相談者には店舗に事情を伝え、よく話し合うようにと助言しました。店舗によっては、交換や返品に応じているところもありますが、それはあくまでも店舗のサービスであり、ご厚意です。商品に不具合があった場合などを除き、店舗側には交換や返品に応じる義務はありません。

今月の相談

昨日、洋品店で気に入ったコートを見つけ、四万円で購入した。しかし、帰宅して着てみると、似合わないような気がする。明日お店に行き、返品を申し入れようと思う。買ったばかりなので、クーリング・オフをしたい。

☎ 幕別町消費生活センター (☎ 55-5800)

地区	相談受付	場 所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

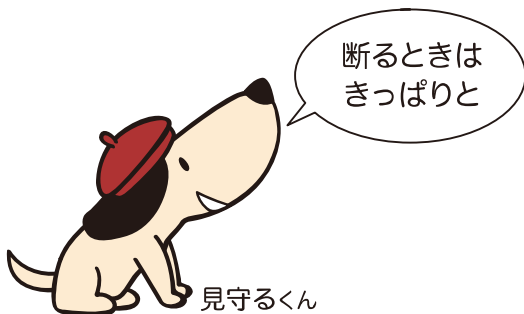
配置薬の補充 だけのはずが… 高額な健康食品を 買うはめに

一人暮らしの母は20年以上前から**配置薬**を使用し、約3カ月ごとに訪問を受けていた。先日、今までとは別の担当者が来た。常備薬の補充の後、1瓶**約4万円**もするサプリメントの**勧誘**を受け、**断っても**「10回払いにすればいい」と言われ、**配置薬補充代金とは別に、約3千円を**集金**された**ようだ。
(当事者:70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

ひとこと助言



- 配置薬を補充する定期訪問の際に、高額な健康食品を勧誘されたという相談が寄せられています。不要なら、きっぱりと断りましょう。できれば一人で対応せず、家族など周りの人に同席してもらいましょう。
- 家族など周りの人は、高齢者の家に頻繁に訪問してくる人がいないか、家の中に多量の未開封の品物や不明な契約書がないかなど、日ごろから気を配りましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。家族や周りの方が相談する場合は、できるだけ本人から詳しく話を聞きましょう(消費者ホットライン188)。